

一宮市いじめ防止基本方針

平成30年4月

一宮市

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止についての基本的な考え方	1
第2 いじめの定義	1
第3 関係者の責務	2
1 いじめの未然防止	2
2 いじめの早期発見	2
3 いじめに対する措置	3
第4 市・教育委員会の取組	3
1 一宮市いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
2 一宮市いじめ問題対策調査委員会（教育委員会の附属機関）の設置	4
3 教職員の資質の向上	4
4 インターネットを介したいじめに対する対策の推進	4
5 調査研究の推進	4
6 広報・啓発活動	4
第5 学校の取組	5
第6 重大事態への対処	5
1 学校及び市・教育委員会の対応	5
2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置	5

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）のいじめの定義（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

はじめに

いじめは子どもの人権に関わる重大な問題であり、いじめを受けた子どもの心や体の健やかな成長に重大な影響を与えるだけでなく、その命をもおびやかすおそれがあります。

一宮市では、これまで教育委員会を中心に、いじめ防止対策を推進してきました。昭和60年度には、校長会内に「いじめ等対策委員会」を、翌年の昭和61年度には、一宮市教育研究会に「いじめ等対策部」をおき、市全体でいじめ防止対策の充実に取り組んできました。昭和62年度には、全校にいじめ等対策主任を置き、「校内いじめ対策委員会」を設置しました。そして「楽しい学校・明るい学級づくりをめざし、思いやりの心を育てる指導、生命を尊ぶ心を育てる指導」を目指して取り組んできました。

こうした中、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第12条の規定に基づき、本市においても、これまでの取組を踏まえて、一宮市立小中学校を対象として、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「一宮市いじめ防止基本方針」という。)を策定します。この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止に一層努めていきます。

第1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為でありながら、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得る、全ての児童生徒に関わる問題です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくには、いじめの防止等に取り組むとともに、児童生徒一人一人の自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校の風土をつくるのが大切です。

本市では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切な存在であることを実感できるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めていきます。

第2 本方針におけるいじめの定義

この基本方針において対象とする「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの(法第2条)とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

第3 関係者の責務

本市では、子どものいじめの防止等に関する各関係者（学校・教育委員会・家庭・地域・関係機関等）が、一宮市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携してそれぞれの責務を果たします。

1 いじめの未然防止

- 市・教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援していきます。
- 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。
- 学校は、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。
- 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めます。
- 地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要です。

2 いじめの早期発見

- 市は、「子ども悩みごと相談」等相談窓口を設置し、いじめに悩む子どもや保護者の相談に対応します。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に進めます。
- 教育委員会は、スクールカウンセラー（臨床心理士）や心の教室相談員（※1）を各学校に派遣するなどし、児童生徒が悩みを相談しやすい環境の充実を図ります。
- 学校は、「学校生活調査」を実施し、児童生徒の理解を目指します。

- 学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- 学校は、いじめアンケートの実施、一日観察日（※2）、相談週間などの教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- 保護者は、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

※1 第三者的な立場で生徒の話し相手になったり、生徒や保護者、教職員の悩み相談を行ったりする相談員。

※2 場所、時間などについて職員の配置を決め、全校体制で児童生徒の様子や人間関係を観察する。観察の結果を記録し、全職員で情報を共有し、気になる児童生徒の対応にあたります。

3 いじめに対する措置

- 教育委員会は、学校がいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援をします。
- 教育委員会は、毎月いじめの実態について認知件数や態様等について報告を受け、状況を把握するとともに、対応の支援をします。
- 学校は、「いじめ・不登校対策委員会」を校務分掌表に位置付け、いじめの問題に対する組織的な対応の徹底を図ります。
- 学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的にいじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を守ることを最優先に考えて対応します。
- 保護者は、市・教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等の取組に対して、必要な協力を行います。

第4 市・教育委員会の取組

市・教育委員会は、いじめの防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して取組の充実を図ります。

1 一宮市いじめ問題対策連絡協議会の設置

- 市・教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する関係機関の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談センター、保健所、法務局、学識経験者、臨床心理士、保護者代表等の関係者を構成員とする「一宮市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- 「一宮市いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめの防止等に関する関係機関のいじめの問題への取組状況を検証・協議し、本市のいじめの防止等に関する取組が、一宮市いじめ防

止基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、今後の取組や施策の充実に生かします。

2 一宮市いじめ問題対策調査委員会（教育委員会の附属機関）の設置

- 法第14条第3項に基づき、市立学校におけるいじめの防止等の対策が実効的に行われるよう、教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による一宮市いじめ問題対策調査委員会（附属機関）を設置します。
- 一宮市いじめ問題対策調査委員会は、解決が難渋する事例について対応の仕方を検討し、学校への指導を行います。
- 教育委員会が、法第28条第1項に規定する重大事態（※3）に係る調査を行う必要が生じた場合には、この附属機関により調査を行います。

※3「重大事態」（法第28条第1項）とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

3 教職員の資質の向上

- 市・教育委員会は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。
- 市・教育委員会は、「いじめ対策ハンドブック」「小・中学生の自殺予防～いじめ自殺をめぐって～」を全教職員に配付し、いじめ防止の対応力の向上を図ります。

4 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

- 市・教育委員会は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。また、保護者に対しても必要な啓発活動を実施します。

5 調査研究の推進

- 市・教育委員会は、いじめの防止等のための対策に係る事例等を集積・分析するなど、調査・研究を推進します。また、その成果を学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を充実させます。

6 広報・啓発活動

- 市・教育委員会は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止についての広報・啓発活動を行います。

第5 学校の取組

各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します（法第13条）。そして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、市・教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

第6 重大事態への対処

1 学校及び市・教育委員会の対応

- 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告をします。
- 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。
- 学校が調査を行う場合、校内に設置している法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（例：「いじめ・不登校対策委員会」）を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導・助言します。
- 教育委員会が調査を行う場合、一宮市いじめ問題対策調査委員会（法第14条第3項）が調査を行います。
- この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。
- 調査の結果については、教育委員会を通じて市長に報告します。

2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- 市長は、学校や一宮市いじめ問題対策調査委員会が行った調査（法第28条第1項）の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、一宮市いじめ問題再調査委員会（専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関）により調査（「以下、「再調査」という。）を行います（法第30条第2項）。
- 再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に報告します（法第30条第3項）。
- 学校について再調査を行った場合、市長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導

主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

〈重大事態への対処に関する組織図〉

